

## 三原市測量・建設コンサルタント等業務委託最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三原市が発注する測量・建設コンサルタント等業務委託（以下「業務委託」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合に限る。第2条において同じ。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格を設けて、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとして競争入札を行う場合の事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 予定価格が50万円を超える業務委託に係る競争入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定によって落札者を決定するものとして行うものとする。

(最低制限価格の設定基準)

第3条 最低制限価格の算定方法は、次のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

最低制限価格＝基準価格×(1+A)

A(偶発値)の値は1/1,000, 2/1,000, 3/1,000, 4/1,000, 5/1,000の数字のいずれかとし、契約課において業務委託案件ごとに無作為・電子的に決定する。

2 基準価格の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 測量業務委託の場合

基準価格＝直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.48

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務の場合

基準価格＝直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務の場合

基準価格＝直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48

(4) 地質調査業務の場合

基準価格＝直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8  
＋諸経費×0.48

(5) 補償関係コンサルタント業務の場合

基準価格＝直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.45

3 測量業務、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務において、最低制限価格が予定価格の10分の8(測量業務は8.2)を越える場合は最低制限価格は予定価格の10分の8(測量業務は8.2)とし、予定価格の10分の6に満たない場合は、予定価格の10分の6とする。

4 地質調査業務については、最低制限価格が予定価格の10分の8.5を越える場合は最低制限価格は予定価格の10分の8.5とし、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格の3分の2とする。

5 測量業務、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務のうち最低制限価格の範囲が異なる複数の業務が含まれた業務の最低制限価格については、次の方法によるものとする。

(1) 測量業務、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務については、各々第3条第2項第1号から第3号に定める算定方法により業務ごとの基準価格を算定する。ただし、その価格が予定価格の10分の8(測量業務は8.2)を越える場合は10分の8(測量業務は8.2)とし、10分の6に満たない場合は、10分の6をもって業務ごとの基準価格(円未満切捨て)とする。

(2) 地質調査業務については、第3条第2項第4号に定める算定方法により地質調査業務のみの基準価格を算定する。ただし、その価格が予定価格の10分の8.5を越える場合は10分の8.5とし、3分の2に満たない場合は、3分の2をもって地質調査業務の基準価格(円未満

切捨て)とする。

(3) 前2号で得られた業務ごとの基準価格と地質調査業務の基準価格を合算し、基準価格とする。

(4) 基準価格に偶発値を乗じて得た価格を最低制限価格とする。

(最低制限価格等の公表)

第4条 最低制限価格は事後公表とする。ただし、予定価格及び基準価格の算定方法は事前に公表するものとする。

なお、予定価格を超えた入札及び最低制限価格を下回った入札は、無効とする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。